

都市計画法第43条第1項の規程による許可申請書の添付図書一覧表

○:必須書類  
△:申請内容

提出部数 正1部

該当条項 添付図書名	既存建築物の 建替え		やむを得 ない敷地 の拡大	農家等の 分家住宅	既存集落 内の自己 用専用住 宅	指定大規 模既存集 落制度	既存集落 内の宅地 の利用	地区集會 所他法29 条に準ず る施設	公共公益 施設	既存建築 物の用途 (使用主体 の属性) の変更	収用対象 事業の施 行による移 転	既存宅地 の確認を 受けた土 地	日用品店 舗等 (第1号)	ドライバ イン施設等 (第9号)	備 考
	許可地	線引前 宅地													
	34-14	34-14													
理由書	○	○	○	○注4	○注4	○	○	○	○注1	○	○	○	○	○	・市街化調整区域で建築しなければならない理由、また、帰郷者にあつては、帰郷時期等及び申請地での生活設計
誓約書	○		○	○	○	○	○	○注2	○	○	○	○	○	○	・転売、譲渡、賃貸しない旨の明示
確約書				△	△										・将来、相続若しくは贈与する予定の旨を明示 (土地所有者と申請者が異なる場合)
住民票謄本・法人謄本 (原本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・発行後3か月以内のものを添付 ・世帯全員が記載されているもの
戸籍謄本(原本)				○	○	○	○								・申請者と土地所有者との関係を証するもの
土地全部事項証明書(原本)	○	○	○	○注3	○注3	○	○注3	○	○	○	○	○	○	○	・発行後3か月以内のものを添付
土地使用承諾書	△注6	△注6		△注6	△注6	△注6	△注6	△注6	△注6	△注6	△注6	△注6	△注6	△注6	・土地所有者と申請者が異なる場合
既存宅地確認通知(写し)												○			・紛失した場合は、理由書に確認日付と確認番号を記載。
線引き時に宅地であつた ことの証明		○注5	△注5				○					△注5			・公的資料(登記簿謄本・農転許可書・土地課税証明・建築確認済証・建築検査済証など)
当初許可書	○		△注5							△注5	△注5				
事業経歴書									△				○	○	・申請業種の就業履歴を示す資料、事業計画、資金計画
資格等証明書									△				○	○	・店舗等の開設(開業)に必要な資格・免許証等
地縁団体等の証明書									○						・自治会等組織である旨の公的証明
確認書									○						・定型書式
敷地概要書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・定型書式
位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・1/2,500地形図(敷地を赤線で囲む)
公図(原本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・申請地界を赤線で囲む ・合成図の場合は、転写の日、場所、記名押印すること
求積図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・1/250以上 ・座標求積の場合は、測量士の証明が必要
敷地現況図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・1/200以上
配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・1/200以上、道路現況(進入口、幅員等表示)、排水計画(排水経路着色)、周辺状況(高さ等)
各階平面図・立面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・各階平面図は1/200以上、建ぺい率・容積率を記入(建築・延床面積計算式含む) ・立面図は、建築物の最高の高さを記入
敷地断面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・2方向以上の断面図に、道路や隣接敷地との高さ関係を記入 ・現況地盤と造成地盤の計画線と高さを記入
現況写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・2方向以上(接道が分かるもの)で、敷地現況図に撮影方向を明示
土地名寄帳(課税用)				○	○	○									・宅地がある場合は、その内訳を欄外に記入 ・必要に応じ、一覧表を添付 ・全ての土地の位置が分かる図面を添付
50戸連たん図				○	○		○					△注7	○		・1/2,500地形図に図示
新旧対照表	○	○	○												・新旧の用途、構造、敷地面積、建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率の比較
収用証明書(写し)											○				・対象となった土地の位置図・公図写し・求積図・登記簿謄本・建築物の適法性を証する書類
その他(必要に応じて)	<p>□ 農用地区域に建築する場合:農用地区域の除外通知書写し ※注1 用途変更にあつては、やむを得ない理由を証する書類 ※注5 既存建築物の合法性を証する書類いずれかを添付</p> <p>□ 付議依頼書(静岡県開発審査会へ付議する場合) ※注2 社会福祉施設の場合は、社会福祉施設の設置に関する誓約書 ※注6 現住所と登記上の住所が異なる場合は、転居の経緯がわかるもの</p> <p>□ 排水施設構造図(構造図、管理計画書を添付) ※注3 線引き後に分合筆した場合は、経過の分かる閉鎖謄本も添付 ※注7 住宅、店舗等の場合に添付。工場等の場合は別書類</p> <p>※注4 借家証明又は賃貸借契約書の写し、婚約証明、婚約者の住民票・戸籍謄本</p>														

適合証明の添付図書一覧表

○：必須書類  
△：申請内容

提出部数 計2部(正1、副1)

図書名	該当条項		農林漁業用の政令で定める建築物 43条許可同時申請	農林漁業用の政令で定める建築物 43条1項	許可不必要の既存建築物の建替え 43条1項	旧宅地造成法による造成地 43条1項4号	開発行為の許可地			公益上必要な建築物 29条1項3号	仮設建築物の新築 29条1項11号	許可不必要の開発行為 29条1項1号	備考		
	農林漁業者用住宅	農林漁業者用住宅					新築	建替え	予定建築物以外の建築				備	考	
	29条1項2号	29条1項2号					29条本文	29条本文	42条ただし書き						
理由書	○	○							○	○					・農業用施設の場合は、耕作面積と農機具の所有状況も記入
誓約書(要押印)	○注1	○注1													※注1 転売、譲渡、賃貸しない旨の明示
住民票謄本、法人の登記簿謄本(原本)	○														・発行後3カ月以内のものを添付 ・世帯全員が記載されているもの
土地全部事項証明書(原本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				・発行後3カ月以内のものを添付 ・線引き後に分合筆した場合は、経過の分かる開帳簿も添付 ・農地法許可申請を同時に行う場合は、原本還付可
土地使用承諾書(要押印)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				・土地所有者と申請者が異なる場合 ・現住所と登記上の住所が異なる場合は、転居の経緯がわかるもの
農業を営む者であることの証明書	○	○													
農用地区域除外通知書の写し	△	△							△	△					・青地の場合
位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				・1/2,500地形図(敷地を赤線で囲む)
公図(原本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				・申請地界を赤線で囲む ・合成図の場合は、転写の日、場所、氏名押印すること
求積図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				・1/250以上 ・座標求積の場合は、測量士の証明が必要
敷地現況図	○	○	○	○	○	△注3	○	○	○	○	○				・1/200以上
配置図	○	○	○	○	○	△注3	○	○	○	○	○				・1/200以上、道路現況(進入口、幅員等表示)、雨水・生活排水計画(排水経路着色)、周辺状況(高さ等)
各階平面図・立面図	○	○	○	○	○	△注3	○	○	○	○	○				・各階平面図は1/200以上とし、建ぺい率・容積率を記入(建築・延床面積計算式含む) ・立面図は、建物の最高の高さを記入
敷地断面図	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				・2方向以上の断面図に、道路や隣接敷地との高さ関係を記入 ・現況地盤と造成地盤の計画線と高さを記入
土地名寄帳(課税用)	○														・敷地拡張の場合も必要 ・一覧表、土地の所在がわかる図面(地形図等)を添付
工事検査済証の写し					○	○	○	○							
区画確定測量図						○									
新旧対照表				○											・新旧の用途、構造、敷地面積、建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率の比較
既存建築物の証明書類				○											※注4 ①又は②を証する書類
現況写真	○	○		○					○	○	○				・2方向以上(接道が分かるもの)で、敷地現況図に撮影方向を明示
その他(必要に応じて)	<input type="checkbox"/> 河川等占用許可証の写し <input type="checkbox"/> 借家証明														

※注3 宅地分譲等による開発行為完了時の一括申請の場合は不要。

※注4 ①既存建築物が線引きの際に既に適法に建築されたことを証する書面(例 建築確認通知書、建築登記簿謄本、建築年次入りの固定資産税家屋評価証明書、その他証するに足りる書面)

②線引き後に適法に建築されたことを証する書面(例 都市計画法第43条に基づく建築許可書・建築確認通知書、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明、その他証するに足りる書面)